

諮問番号：諮問第 89 号－ 1 外 18 件

答申番号：答申第 89 号－ 1 外 18 件

答申書

第 1 審査会の結論

北九州市八幡東福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 25 条第 2 項の規定に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却するのが相当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求めるといふもので、その理由は次のとおり。

- (1) 厚生労働省は、「生活保護法による保護の基準」（昭和 38 年厚生省告示第 158 号。以下「保護基準」という。）の改定を行い、平成 30 年 10 月 1 日から生活保護費を減額した。日本国憲法（以下「憲法」という。）第 25 条第 1 項は国民の生存権保障を規定し、同条第 2 項は社会福祉、社会保障等に関する国の責任と義務を規定しており、後退は予定されておらず許されないものであるから、生活保護費の減額は違法である。法第 1 条、第 3 条及び第 8 条から見ても、後退は許されず、生活保護費の減額は、審査請求人の生活を脅かし、「健康で文化的な最低限度」の生活を営む権利を侵害するものだから、厚生労働大臣の保護基準の策定は慎重でなければならず、その裁量はないか、あっても狭く限定的なはずである。

最近の生活保護の削減は既に限度を超えており、憲法第 25 条 1 項の生存権の保障、同条第 2 項の社会保障や社会福祉について国の増進向上義務を全く無視し、法そして憲法第 25 条に違反するものである。

- (2) 処分庁は、生活保護行政は法定受託事務なので、保護基準が変更になったらそれに従うしかないと述べている。しかし、憲法第 99 条の憲法遵守義務は地方公務員にも課されるため、生活保護行政が法定受託事務であっても、国が定めた保護基準が憲法に違反すれば、その保護基準には従うべきではない。

生活保護の決定に対しては訴訟もできるが、審査請求を経なければならないとされている。裁判では保護基準の変更の適否も十分に争えるのであるから、審査請求でも保護基準の変更の適否も審査されなければおかしい。処分庁が従った保護基準が憲法に違反しているときには、処分は取り消されるべきである。

行政不服審査請求手続が「行政庁の違法又は不当な処分」を是正することを目的として制定されている以上、審査庁には、当該行政処分の実体的違法性（不当性）に踏み込んで判断を行うべき義務があり、認容裁決の言い渡しを躊躇してはならない。

(3) 本件処分は、職権による保護変更であるため、法上、書面による通知及び当該書面の通知における理由の付記が必要である。また、不利益な行政処分であるため、行政手続法（平成5年法律第88号）第14条によっても当該処分の理由の提示が求められる。

ところが、処分庁の生活保護変更決定通知書の保護変更理由として書かれているのは「基準改定による」との記載のみであり、生活保護費の減額処分がどのような事実関係に基づき、いかなる法規を適用してなされたのか、なぜその金額になったのかを理解することは困難であり、不服申立てをするかどうかの判断資料にならない。

よって、本件処分は十分な理由付記を行っていないため、法第25条第2項において準用する法第24条第4項及び行政手続法第14条に違反し、違法である。

2 審査庁の主張の要旨

本件処分は、法定受託事務の処理基準として示されている国からの通知及び問答集に沿って適正に行われたものであり、処分に違法又は不当な点は認められない。よって、本件審査請求は棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点及び判断は以下のとおりである。

1 保護基準自体の適法性について

行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定及び厚生労働大臣の合目的裁量に保護基準の設定を委ねる法の趣旨により、審査庁は、法及びその委任に基づき制定された保護基準自体の適否及び当否を判断する権限を有していないため、その判断

をすることはできない。

したがって、保護基準は適法なものとして以下判断する。

2 本件処分に係る生活保護費支給額の算定について

本件処分に係る生活保護費支給額の算定は、法令及び法定受託事務の処理基準として示されている国からの通知に沿って適正に行われており、違法又は不当な点はない。

3 理由の付記について

本件処分に係る生活保護変更決定通知書の理由の付記が、法が通知書に理由を付記しなければならないとした趣旨を没却し、行政手続法第14条第1項及び法第25条第2項において準用する法第24条第4項に違反しているとは認められない。

そのほか、本件処分に違法又は不当と評価すべき点はない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和2年6月16日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、令和2年9月1日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

本件処分的前提である保護基準は法第8条の規定による委任立法であるから、委任した法との関係において一見して重大かつ明白な瑕疵がない限り、当該委任立法をそのまま適用すべきものと解するのが相当であり、そのような瑕疵が存在しない以上、当審査会では、保護基準が適法なものであることを前提として以下判断する。

審査請求人は、保護基準が改定されたことに伴い行われた本件処分は違法又は不当であると主張しているが、本件処分は法令や国の通知に沿って適法かつ妥当に行われたものであって、処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

また、本件処分の通知書に記載された「基準改定による」という理由は簡潔ではあるものの、保護基準の改正内容は本件処分以前に告示されており、少なくとも通知を受けた段階で処分の理由は明らかになることから、審査請求人による不服申立ての便宜を損なうものということとはできない。さらに、本件処分は、保護基準の改正に伴って、当該基準どおりの処分を行うものであり、処分庁による恣意的な判断が介入するおそれはな

いものといえる。よって、本件処分は、行政手続法第14条第1項及び法第25条第2項において準用する法第24条第4項に規定する要件を欠いた違法又は不当な処分であるとは認められない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないから、これを棄却するのが相当である。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、前記第1のとおり結論する。

福岡県行政不服審査会第1部会

委員 大脇 成昭

委員 樋口 佳恵

委員 谷本 拓也